

令和 5 年 3 月 7 日
長崎県医療人材対策室

医師の働き方改革における特定労務管理対象機関の指定等について

令和 6 年 4 月から医師の時間外・休日労働時間の上限規制適用開始

医療法改正により、都道府県知事は、やむを得ず医師を長時間の業務に従事させる必要がある病院又は診療所を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、特定地域医療提供機関（B水準）、連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）、技能向上集中研修機関（C-1水準）及び特定高度技能研修機関（C-2水準）】として指定することができることと規定。

時間外労働の上限規制と健康確保措置について

医療機関に適用する水準	年の上限時間	面接指導	休息時間の確保	
A（一般労働者と同程度）	960時間	義務	努力義務	
連携B（医師を派遣する病院）	1,860時間 ※2035年度末 を目標に終了		義務	義務
B（救急医療等）				
C-1（臨床・専門研修）	1,860時間			
C-2（高度技能の修得研修）				

県知事が指定するにあたっては、あらかじめ医療審議会の意見を聴くことが義務付けられている。

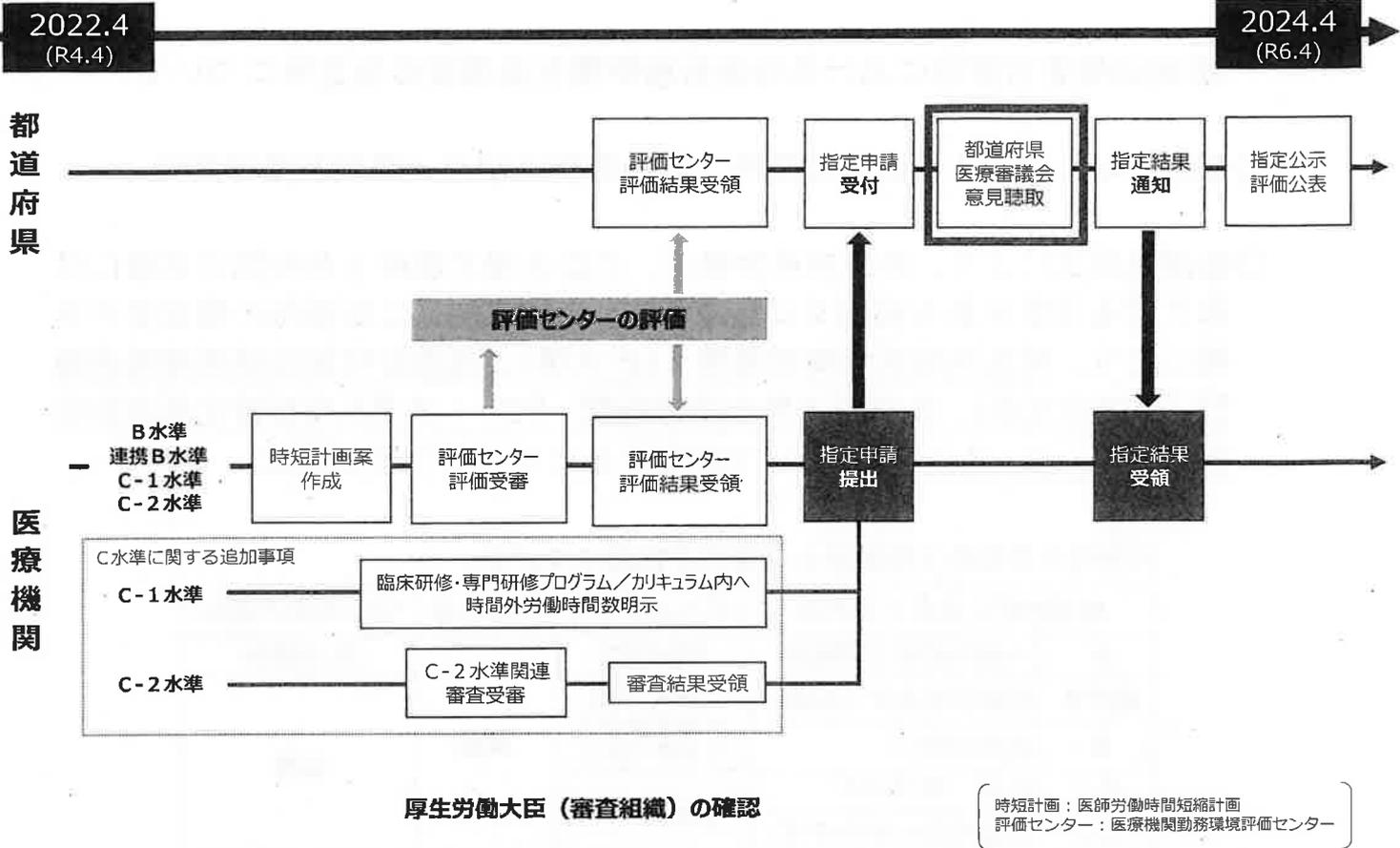
1. 特定労務管理対象機関の指定に関する本県の考え方

医療機関が医師労働時間短縮計画を作成し、評価センターの評価を受審後、特定労務管理対象機関の指定申請が県に提出された場合には、法令等に基づき審査を行い、国が示す基準を満たす場合に指定を行う。

2. 保健医療対策協議会における意見聴取について

国の検討会の中間とりまとめにおいて、県の指定について、医療審議会の意見を聴くにあたり、地域医療対策協議会における議論との整合性を確認することが適当であるとされていることから、本県においても今後、保健医療対策協議会（地域医療対策協議会）において、ご意見をうかがうこととしたい。（令和5年度は8月と2月開催時を想定）

特定労務管理対象機関の指定に係る都道府県・医療機関の手の流れ



都道府県医療審議会における意見聴取

「医師の働き方改革の推進に関する検討会 中間とりまとめ」において、都道府県における医療機関の指定の判断に関する考え方をお示ししております。

医師の働き方改革の推進に関する検討会 中間とりまとめ（令和2年12月22日）抜粋 都道府県医療審議会の意見聴取

（B・連携B水準）

B水準を適用することが地域の医療提供体制の構築方針（医療計画等）と整合的であること及び地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないことについて、都道府県は、都道府県医療審議会の意見を聴く。その際、医療機関の機能分化・連携等を進めることによる将来の地域医療提供体制の目指すべき姿も踏まえることが必要であり、地域医療構想調整会議における、医療計画のうち地域医療構想の達成の推進のための協議状況を勘案し、地域医療構想との整合性を確認することが適当である。また、地域の医療提供体制は、地域の医師の確保と一体不可分であるため、地域医療対策協議会における議論との整合性を確認することが適当である。このため、実質的な議論は、都道府県医療審議会に設けられた分科会や地域医療対策協議会等の適切な場において行うことを想定している。

（C-1水準）

C-1水準を適用することにより、地域における臨床研修医や専攻医等の確保に影響を与える可能性があることから、地域の医療提供体制への影響を確認することが適当であり、都道府県は、都道府県医療審議会の意見を聴く。なお、地域医療対策協議会においても協議することとする。

（C-2水準）

C-2水準を適用することにより、地域における高度な技能が必要とされる医療の提供体制に影響を与える可能性があることから、地域の医療提供体制への影響及び構築方針との整合性を確認することが適当であり、都道府県は、都道府県医療審議会の意見を聴く。